

(主)仙台北環状線(南吉成工区)歩道改修工事

総合評価に関する説明書

1. 総合評価の概要

(1) 総合評価の方式

簡易型 I 型(地域実績型)

(2) 審査方法及び入札参加申請時の提出書類

対象工事は入札後資格確認型を適用する。入札参加者は下記の技術提案等を作成し、入札書等の提出時に提出するものとする(様式は別途示す)。

- 簡易型 I 型…様式-1-I「評価値申告書」
- 簡易型 II 型…様式-1-II「評価値申告書」及び様式- II「簡易な施工計画書」(※1~2項目設定)
- 標準型 …様式-1-III「評価値申告書」及び「技術提案書」

(3) 評価値の算定

入札参加者は、対象工事の評価項目について自社の保有する実績等の内容を、「評価値申告書」により申告するものとする。

「評価値申告書」の評価値は、申告内容を評価基準に照らして得られた加算点に標準点100点を加えた技術評価点を、入札価格で除して算出する。

なお、「簡易な施工計画(簡易型 II 型)」及び「技術提案書(標準型)」については、それぞれ本市が審査を行って算出した評価点と申告のあった評価点を加算して求められた評価値を、入札参加者の評価値とする。

技術提案等の提出方法は、原則、仙台市電子入札システムによる提出とする(紙入札による場合を除く)。
提出先は、募集要領の別記に記載する。

(4) 落札候補者の決定

次の各要件に該当するもののうち、上記(3)による評価値が最も高いものを落札候補者とする。

- ① 入札金額が予定価格の制限の範囲内にあること
- ② 入札に係る性能等が、入札公告及び総合評価に関する説明書において明らかにした技術要件のうち、必須とされた項目の最低限の技術的要件を全て満たしていること
- ③ 工事請負契約に係る失格基準取扱要綱(平成19年3月30日市長決裁。)に基づく総額判断基準価格を下回る価格での入札については、工事費構成費目のすべてが失格基準価格を下回っていないこと

(5) 落札候補者となった時の提出書類

落札候補者は、「評価値申告書」の内容を証明する技術資料等として様式-2~4及び各々の内容を証明するための添付書類を作成、提出するものとする。

- 様式-2「企業の施工能力」
- 様式-3「配置予定技術者の能力」
- 様式-4「地域貢献・働き方改革・担い手確保」
- 上記の様式-2~4の内容を証明するための添付書類

(6) 落札者の決定

落札候補者が提出した技術資料等を審査し、上記(3)による評価値が適切である場合は、対象工事の落札者とする。

(7) 提出書類の作成及び提出における留意点

提出書類の作成及び提出にあたっては、本説明書の他、「仙台市発注工事における総合評価一般競争入札の手引き(令和6年4月版)」(以下「手引き」という。)を確認のこと。

また、適用する評価項目は本説明書2. (1)、評価基準は手引きによる。

ただし、評価基準が手引きによらない場合は、本説明書に記載する。

2. 評価項目ごとの評価点及び加算点

(1) 評価項目ごとの評価点及び加算点

本事業で対象とする評価項目ごとの評価点及び加算点は、次のとおりとする。

評価視点	評価項目	加算点 配点 a	評点 配点 b	得点 c	評価点 d	評価点 計 e
企業の施工能力	ア 過去5ヶ年度における工事成績評定点(上位実績の平均点)	9.0	6	6.00	6.00	9.00
	イ 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績		1	1	1.00	
	ウ 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事表彰歴		2	2	2.00	
	エ 過去1ヶ年における不誠実な行為又は労働災害等		0	0	0.00	
配置予定技術者の能力	カ 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績	4.0	1	1	1.00	4.00
	キ 過去5ヶ年度及び現年度における工事成績評定点(最高点)		2	2.00	2.00	
	ク 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事技術者表彰歴		1	1	1.00	
地域貢献・働き方改革・担い手確保	(1) コ 災害時の応援協定等の締結実績及び協定に基づく活動実績	2.5	1.5	1.50	9.50	
			0.5	0.50		
			0.5	0.50		
	サ 緊急工事登録への取組み実績	1	1	1.00		
	シ 過去2ヶ年度における緊急工事等の従事実績	2	2	2.00		
	ス 過去2ヶ年度における維持工事等の施工実績	2	2	2.00		
	セ 過去10ヶ年度における災害復旧工事の施工実績	1	1	1.00		
	ゾ 地域貢献活動等の取組み状況	1	1	1.00		
		22.5		加算点	22.50	

※得点(c) = 評価基準により付与される点数

得点(c)は、それぞれ小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする。

※評価点(d)=得点(c)

※評価点計(e)は、評価点(d)を合計した値とする。

※加算点は、評価点の計を合計した値とする。

(2) 同種の工事区分

評価項目イ, ウ, カ, ク, コ(2), サ, シ, ス, セにおける「対象工事と同種の工事区分」のものとは、下記区分表(別記1)において、対象工事が属する大分類以下のものとする。

●別記1

大分類	中分類	小分類
01 土木工事	01一般土木工事	01土木工事
	02舗装工事	06舗装工事
	07造園工事	07造園工事
	09その他土木工事	02法面処理工事, 03杭打ち工事, 04PC杭工事, 05鋼橋上部工事, 08区画線設置工事, 09道路標識設置工事, 10しゅんせつ工事, 11さく井工事, 36その他鋼構造物設置工事
02 建築工事	11建築工事	12鉄骨鉄筋コンクリート建築工事
	29その他建築工事	13木造建築工事, 14プレハブ建築工事, 15家屋解体工事, 16塗装工事, 17防水工事, 18大工工事, 19左官工事, 20石工事, 21ガラス工事, 22タイル・れんが・ブロック工事, 23鉄筋工事, 24屋根工事, 25板金工事, 26建具工事, 27内装仕上工事, 36その他鋼構造物設置工事
03 電気工事	31一般電気工事	28電気設備工事
	32弱電工事	29電気通信設備工事
	33昇降機工事	33その他機械器具設置工事
	39その他電気工事	
04 機械工事	41給排水設備工事	30給排水衛生冷暖房工事
	42機械設備工事	31水処理施設工事, 32ごみ・し尿処理施設工事, 33その他機械器具設置工事, 34熱絶縁工事, 35消防施設工事
	49その他機械工事	36その他鋼構造物設置工事

(3) 同種工事の条件

評価項目のイ及びカでいう「同種工事の条件」は次のとおりとする。

●別記2

国又は地方公共団体等が発注した舗装打換え又はオーバーレイを含む道路舗装工事